

流山本町周辺地区観光案内サイン整備工事設計業務委託に係る  
簡易プロポーザル仕様書

令和2年7月28日

流山の観光エリアのひとつである流山本町地域は、江戸から明治、大正にかけて舟運を活かした商業の町として栄え、白みりん発祥の地としても全国に知られていた。現在も寺社仏閣や百数十年続く老舗などが点在し、観光客が歴史探訪に訪れるほか、歴史的建造物を活用したギャラリーやカフェ・レストラン、住民のボランティアで設置されている切り絵行灯など多様な観光資源を目的に観光客が訪れるエリアである。

また、市内にある JR 及びつくばエクスプレス線南流山駅とつくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅は、流山本町地域へ訪れる近隣市や都内からの観光客の重要な玄関口である。そこで、当事業において、各駅から流山本町地域までの導線に観光案内サインを新たに設置し、観光客の利便性の向上及びさらなる徒歩での誘客を図るもの。

については、観光案内サインの新設工事に係る設計業務について、観光案内サイン設計実績やデザイン性などの観点から簡易プロポーザルにより受託者を選定する。

■ 1. 事業名称 流山本町周辺地区観光案内サイン整備工事設計業務委託

■ 2. 履行期限 契約締結日の翌日から令和2年10月15日まで

■ 3. 整備の概要

(1) 整備エリア

南流山駅及び流山セントラルパーク駅から、流山本町地域（流山1～8丁目、加五、六丁目）までの範囲（当該エリアのうち観光客に推奨する経路にサインを設置）※整備エリアの別途参考資料あり

(2) 案内サインの基数・種類等

総合案内サイン 計2基（南流山駅前1基、流山セントラルパーク駅前1基）

誘導サイン 計9基（内訳未定）

※基数については変更の可能性あり。

※サイズ及び形状は協議の上、決定する。

## ■ 4. 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

また、本業務にかかる設計業務、データ作成等、それにかかる一切の経費を含むものとする。

### ◆ 観光案内サインの既存撤去及び新設工事にかかる設計業務

#### (1) 設計業務の範囲

##### ア 一般業務

一般業務の内容は既存観光案内サイン（1基）の撤去、新規観光案内サインの設置に係る基本設計及び実施設計とする。※既存観光案内サインの別途資料あり

##### イ 追加業務

- ・流山市景観条例、流山市広告物条例等の把握を行うことにより、整備における考え方に乖離が生じないようにすること。また、その他関係法令手続き申請業務
- ・担当及び関係各課との調整、協議を含む業務において必要なその他調査一式

#### (2) 適用基準

設計業務を実施するにあたり、適用すべき基準は次による。

- ・「関東地方整備局土木工事共通仕様書」

#### (3) 成果物について

成果物及び提出部数は次のとおりとする。

※サイズの指定がない場合はA4サイズとする。

##### ア 計画書

- |          |  |    |
|----------|--|----|
| ・ 現地調査資料 |  | 1部 |
| ・ 施設概要書  |  | 1部 |

##### イ 設計書

- |                                     |    |    |
|-------------------------------------|----|----|
| ・ 位置図                               | A3 | 2部 |
| ・ 平面図                               | A3 | 2部 |
| ・ 構造図                               | A3 | 2部 |
| ・ 盤面レイアウト図                          | A3 | 2部 |
| ・ 特記仕様書                             |    | 1部 |
| ・ 打合せ議事録                            |    | 1部 |
| ・ その他設計に伴って収集・調査した資料及びその他の申請等に関する資料 |    |    |
| ・ 工事費内訳書                            |    | 1部 |
| ・ 設計事務所表紙                           |    | 1部 |

・数量調書	A3	1部
・単価比較表・対価表・見積書・見積調書・根拠図書・カタログ等（写し）		1部
・業務日誌・打合せ記録		1部
・電子データ	CD-R	1枚
工事費内訳書	Excelファイル及びPDFファイル	1部
数量調書・単価比較表・対価表・見積調書	Excelファイル	1部
見積書・根拠図書・カタログ等	PDFファイル	1部
設計図面 CAD	JWWファイル及びPDFファイル	1部
・位置図		
・平面図		
・構造図		
・盤面レイアウト図		
特記仕様書		1部
打合せ議事録		1部
ウ 閲覧用設計図書		
・設計図面バラ	原図サイズ	1部
・金抜き内訳書		1部
・設計図面	PDFファイル	} CD-R 1枚
・金抜き内訳書	PDFファイル	

(4) 成果物の提出期限について

次に掲げる図書等は、指定した期日までに提出すること。

- ・位置図、平面図、構造図、盤面レイアウト図、特記仕様書、工事費内訳書、数量調書、単価比較表・対価表・見積書・見積調書・根拠図書・カタログ等（写し）、電子データ、閲覧用設計図書（令和2年9月30日まで）
- ・上記以外の図書等（令和2年10月15日まで）

(5) 各種条件について

ア 既存サインの撤去

- ・南流山駅前の既存観光案内サイン撤去（別紙参考資料あり）

イ 新規観光案内サインの新設

(6) デザインについて

- ・流山本町エリアにある既存サインと調和するデザインであること。
- ・初回のデザイン案の概要の提案は、複数（最低3つ以上）とし、最終的に市が決定する。

※サインに持たせる機能性なども含めて提案すること（総合案内サインにパンフレットラックを設置する等）

※デザイン案の概要の数については、初回のデザイン案提出後、状況により追加を依頼する可能性もあることを踏まえ、見積もりへ反映すること。

(7) デザインの編集（修正）について

- ・デザインに関する打合せ（対面）は必要に応じて行い、電話・メール・オンライン等でのやりとりも随時行う。

※実際の開催については、別途調整

- ・デザインの修正は、打合せ等の結果に伴い、随時対応とする。

■ 5. 業務に関する注意事項

- (1) 本業務に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、市に帰属する。
- (2) 受託者は本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 契約締結後、一週間以内に方針・詳細確認等の打合せを実施し、認識合わせを行った上で、業務を開始することとする。

■ 6. 上限金額及び支払い方法

- (1) 本事業における上限金額は、2,000,000円（税抜）とする。
- (2) 支払い方法については、業務完了後一括払いとする。

■ 7. 事業スケジュール

仕様書等の公表	令和2年7月28日
質問の受付	令和2年7月28日 ～7月30日（午後5時必着）
質問の回答（ホームページへ掲載）	令和2年7月31日

参加申込書の受付	令和2年8月3日 ～8月6日（午後5時必着）
対象事業者の決定	令和2年8月11日
本市との協議	令和2年8月12日～9月下旬
成果物の提出	工事入札に係る書類：令和2年9月30日 まで 業務報告書等：令和2年10月15日まで

※すべて土曜日・日曜日・祝日を除く。

## ■ 8. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 平成27年1月から令和2年7月の間に、国、県、市区町村及び民間企業において、  
※広域案内サイン設計業務の受託実績があること。ただし、本公募に応募する代表  
事業者の実績とし、下請事業者等の実績は含まない。  
※広域案内サインとは、ある場所から、目的のエリアまたは対象物または施設まで  
を誘導する目的で設置するサインとする。おおむね1.3 km以上の距離から誘導する  
もの。
- (3) 本仕様書等公表の日から参加申込書受付日までの間において、次の要件のいずれか  
に該当する者は、応募者となることができないものとする。
  - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成3年4月1日制定）に基づ  
く指名停止、又は流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年6月1日制  
定）に基づく指名除外を受けている者。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する  
者。
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本  
事業の参加申込書受付日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出  
した者。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3  
条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、  
役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく  
裁判所からの再生手続開始決定がされている者。

- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ク 参加申込書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ケ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## ■ 9. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、応募者の負担とします。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。なお、応募者が受託者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

### (3) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (4) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更は認めない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

### (5) 虚偽の記載の禁止

参加申込書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書を無効とする。

## ■ 10. 質問の方法

令和2年7月28日～30日（午後5時必着）に、任意様式によりメール、FAX又は郵送により事務局へ提出する。また、質問を提出した際は、その旨を電話にて連絡すること。なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は、令和2年7月31日までに「■ 13. 事務局」に記す市ホームページに掲載する。

## ■ 11. 応募及び事業者選定方法

- (1) 応募者は、「■12. 参加申込書」に記す参加申込書を作成のうえ、令和2年8月3日から令和2年8月6日まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）に2部（正本1部、副本1部）を事務局に持参又は郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前8時30分から午後5時までとする。  
※郵送の場合は、令和2年8月6日 午後5時必着
- (2) 事務局は、参加申込書の内容について「■14. 採点基準」に定める採点基準に則り審査する。なお、「■8. の応募条件」を満たしている場合は、参加申し込みが1社であっても点数に関わらず有効とする。
- (3) 価格点と実績点の合計点数が一番高い応募者を対象事業者とする。合計点数が二番目に高い応募者を次選の事業者とする。合計点数が一番高い応募者が複数いた場合は、価格点が一番高い応募者を対象事業者とする。
- (4) 選考結果は各応募者に文書で通知するものとする。
- (5) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 審査結果は、■13. 事務局に記す市ホームページで公表する。
- (7) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。

## ■12. 参加申込書

次の書類を、A4ファイルに綴じることとする。

- (1) 参加申込書・・・(様式1)
- (2) 実績を証明する資料（守秘義務の範囲内にてご対応ください）
- (3) 関係書類
  - ア 印鑑証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - イ 商業登記簿謄本（受付日前3か月以内に発行されたもの）
  - ウ 納税証明書（直近1年分の法人税に係るもの）
  - エ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）

## ■13. 事務局

流山市 経済振興部 流山本町・利根運河ツーリズム推進課

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7168-1047 FAX：04-7158-5840

mail : tourism@city.nagareyama.chiba.jp

H P : <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/tourism/1013041/10274141.html>

#### ■ 14. 採点基準

##### (1) 価格点 配点60点

価格点 = (最小の提案金額 ÷ 提案金額) × 配点 (60点)

※小数点以下切捨て

##### (2) 実績点 配点40点

以下全て、【平成27年1月から令和2年7月】の間に受注した、国、県、市区町村及び民間企業による受託業務の実績とすること。また、本公募に応募する代表事業者の実績とし、下請事業者等の実績は含まない。

##### ア 広域案内サインの※設計業務の実績件数 配点10点

(※設置工事を含む事業も可とする)

なお、広域の定義は、■8.応募条件(2)に記載しているものと同等。

実績件数1件につき1点、10件以上は10点

(実績を証明する資料の例：契約書、設置場所が記載された位置図等)

##### イ ア以外の案内サインの※設計業務の実績件数 配点10点

(※設計業務単独の実績とする。)

実績件数1件につき1点、10件以上は10点

(実績を証明する資料の例：契約書等)

##### ウ 受賞点 配点20点

ア、イにおける実績の中に、デザイン性または機能性等が優れていると認められた賞の受賞実績がある場合10点、さらに実績件数1件につき1点を加算。10件以上は10点 (例) 受賞実績が5件の場合・・・15点

(実績を証明する資料の例：受賞した実績が分かる資料等)